

第5章 参考資料

1. 周南市景観計画の策定経緯

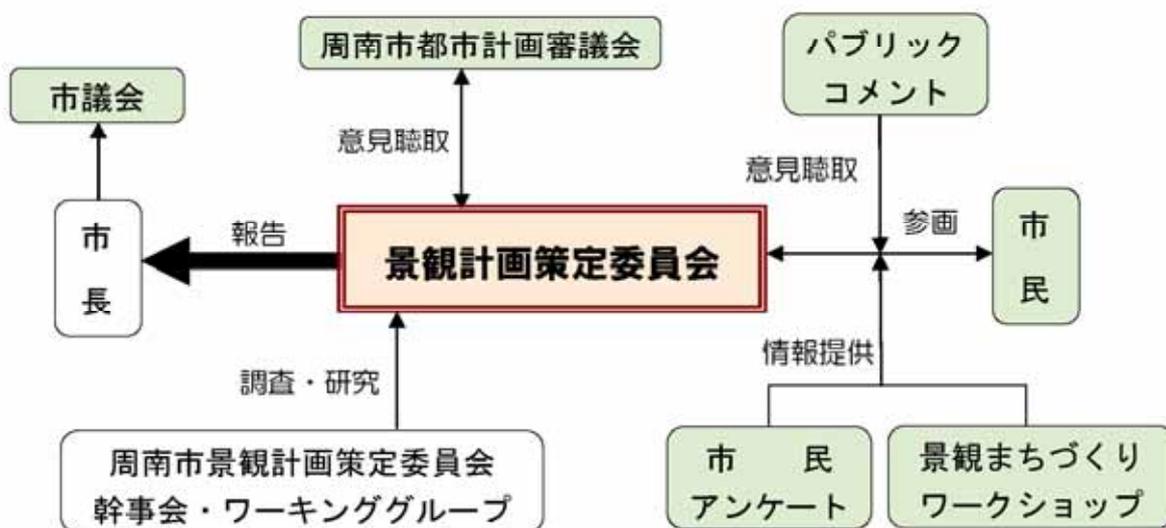
①周南市景観計画策定委員会

開催日	内容
平成21年 12月 1日	周南市景観計画策定委員会要綱施行（平成21年10月30日制定）
平成22年 2月 1日	第1回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（概要）について ◇ アンケートの実施について
◇市民アンケート（2月8日～2月19日） ○ 対象：一般市民、小学5年生とその家族 ○ 回収率：70.8%（回収数823人／配布数1,163人）	
3月24日	第2回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（景観区域・景観形成方針）について
◇市民アンケート（4月12日～4月30日） ○ 対象：高校生、大学生 ○ 回収率：91.6%（回収数207人／配布数226人）	
7月 6日	第3回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（景観形成重点区域・景観まちづくり）について ◇ 地域別景観ワークショップの実施について
◇地域別景観ワークショップ（7月24日～9月4日） ○ 参加者：333人（7地区10会場：2回開催） ○ 35景観まちづくりアクションプランの策定	
10月24日	景観資源現地視察 ◇各地域の景観資源や取組みについて
11月16日	第4回周南市景観計画策定委員会 ◇ 地域別ワークショップの成果について ◇ 周南市景観計画（素案）について
平成23年 3月14日	第5回周南市景観計画策定委員会 ◇ 景観計画（素案）について
◇意見聴取（景観計画（素案）） ○3月18日：周南市都市計画審議会 ○4月15日～5月16日：パブリック・コメント	
6月24日	第6回周南市景観計画策定委員会 ◇ 意見聴取の結果について ◇ 景観計画（案）について
6月30日	市長への策定報告

②周南市景観計画策定委員会幹事会・ワーキンググループ（庁内）

開催日		内容
平成22年	1月22日	第1回周南市景観計画策定委員会幹事会
	3月1日	第1回景観計画策定委員会ワーキンググループ
	3月15日	第2回周南市景観計画策定委員会幹事会
	5月28日	第2回景観計画策定委員会ワーキンググループ
	6月11日	第3回景観計画策定委員会ワーキンググループ
	6月21日	第3回周南市景観計画策定委員会幹事会
	9月13日	第1回専門部会
	9月21日	第2回専門部会
	10月8日	第4回景観計画策定委員会ワーキンググループ
	11月4日	第4回周南市景観計画策定委員会幹事会
平成23年	5月31日	第5回景観計画策定委員会ワーキンググループ
	6月14日	第5回周南市景観計画策定委員会幹事会

③周南市景観計画の策定体制



④周南市景観計画策定委員会委員名簿

敬称略

区 分	団 体 名 等	氏 名
識見を有する者	徳山大学 教授	井手口 範男
	徳山工業高等専門学校 准教授	中川 明子
関係団体を代表する者	(社) 山口県建築士会 徳山支部副支部長	深堀 潤一郎
	(社) 山口県デザイン協会 理事	三分一 幸治
	周南市観光協会 須金ぶどう梨生産組合	福田 陽一
	徳山商工会議所 青年部会長	杉村 真一
	新南陽商工会議所 総務課長	谷口 博文
	周南市農業委員会 農業委員	杉村 龍男
	周南市コミュニティ推進連絡協議会	前田 貴典
関係行政機関	山口県周南土木建築事務所 所長	坂元 久夫 (～H23. 3. 31)
		松塚 栄次
公募に応じた者	公 募 委 員	廣澤 和己
	公 募 委 員	仲子 照子
	公 募 委 員	末兼 正純
	公 募 委 員	富永 貴子

2. 用語説明

あ行	
空き家バンク	移住希望者と空き家の売却希望者（または貸し出し希望者）をマッチングするシステムのこと。
美しい国づくり政策大綱	美しい国づくりのための基本的考え方と国土交通省のとるべき具体的な施策についてとりまとめたもの。
屋外広告物条例	屋外広告物を規制するため、地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観行政団体である政令市及び中核市以外の市町村）が屋外広告物行政における規制の基準を定めた法律（屋外広告物法）に基づく条例、規則等を独自に定めること。
か行	
緩衝緑地	主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園（都市公園法施行令第2条）。
協働	複数の主体がお互いの特性や役割を尊重し、信頼と理解を基盤として共通の領域において、共通の目的に向かい協力して活動すること。
グリーンツーリズム	主に都市住民が、農村等に滞在し自然・農業・文化や地元の人々との交流を楽しむ観光形態。
景観アドバイザー	県、市町、県民及び事業者が取り組む景観形成活動の支援を図るため、景観に関する知識・経験を有する方を登録し、派遣する制度。
景観行政団体	景観行政を担う主体のこと。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能である。
景観形成基準	良好な景観形成を図るために、建築物や工作物等に対する行為について定める基準。
景観協議会	住民・事業者と関係行政機関等とが協力して、景観形成のあり方や景観に関するルールづくりなどを検討する機関。
景観作物	菜の花、レンゲ、ウンカに防除効果がある香りのあぜ道に使うハーブ、ヒマワリなど、緑肥や雑草抑制、病害虫防除などに役だつとともに、農村の景観を豊かにする作物のこと。
景観重要建造物	良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除去や外観の変更などにより、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように、景観法の規定により、景観計画の方針に即し、景観行政団体の長が指定するもの。
景観重要樹木	良好な景観を形成する上で優れた樹木が、除去や外観の変更などにより、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように、景観法の規定により、景観計画の方針に即し、景観行政団体の長が指定するもの。
景観審議会	美しい景観を形成するために、景観条例に定める景観に関する重要事項などを調査・審議する機関。

景観整備機構	市民の方々を含めた民間団体による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図るため、一定の景観に関する知識や保全・整備能力を有する公益法人、または特定非営利活動法人（NPO）について、景観行政団体がこれを指定し、景観形成を担う主体として位置付ける団体のこと。
景観評価	景観に配慮した良質な公共空間をつくるため、事業実施にあたり、事業者、地方公共団体、住民、学識経験者等の関係者の多様な意見を聴取し、景観形成にあたり配慮すべき事項や景観整備方針等を策定するとともに、それに基づき予測・評価及び改善措置等の検討を実施し、事業に反映すること。
景観法	我が国で初めての景観に関する総合的な法律。2004年、美しい国土づくりに対する関心の高まりを背景に、いわゆる「景観緑三法」として成立。景観の形成に関する基本理念や国や地方公共団体等の責務を明確に規定した点、自主条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みを用意している。
建築協定	市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地・構造・用途・意匠などについて定める協定。
コミュニティ	地域社会または地域共同体。
さ行	
周南市都市計画マスタープラン	市民に最も近い立場にある市町村が都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を定めるもの。周南市においては、平成20年6月に策定している。
周南市まちづくり総合計画	地方自治法に基づき、市町村が、その事務を処理するに当たって、議会の議決を経てその地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想及びそれを推進する基本計画のこと。周南市においては、基本構想を平成17年度から平成26年度、後期基本計画を平成22年度から平成26年度を計画期間として推進している。
周南市緑の基本計画	市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として策定する総合的な都市の緑に関する計画。周南市においては、平成20年6月に策定している。
シンボルロード	歩道拡幅、電線類地中化や緑化によりゆとりある歩道空間の整備や沿道景観の誘導を行うことにより、潤いのある道路空間を形成し、都市の象徴となるような道路。
スカイライン	空を背景として、都市の高層建築物や山岳の稜線などが描く輪郭線のこと。
セットバック	敷地から道路の部分を切り取り、敷地境界線を敷地側に後退させて建築すること。
た行	
多自然型工法	公共事業等を実施する際に、生物の生息・生育環境をできるだけ保全または回復させつつ美しい景観や健全な生態系に配慮し実施させる工法。
棚田20選	山口県内の棚田の紹介を通じて、県内各地で取り組まれている棚田保全活動を推進することを目的として、棚田のある市町村から候補地区の推薦（64地区）を受け、「やまぐち棚田保全協議会」において21地区に選定している。

伝統的建造物群保存地区	周辺の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群を文化財と位置付け、その地区全体を保存すること。文化財保護法を根拠法として指定される地区で、地方自治体が条例で指定することになっている。
特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。
な行	
生業景観	生計をたてるための職業・産業からなる風景のこと。
は行	
パブリックアート	美術館やギャラリー以外の広場や道路や公園など公共的な空間（パブリックスペース）に常時設置される芸術作品、彫刻などのこと。
ビオトープ	生物の個体あるいは個体群が生息している場所・空間。
風致地区	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める制度。
フォトモンタージュ	写真を部分的な要素として引用し平面に切り貼りする写真作品や、二重露光するなどの方法により合成し制作された写真作品のことで、景観においては、整備後のイメージとして活用される。
ま行	
身近なまちづくり支援街路事業	豊かさを実感できる身近な生活空間、より質の高い街路空間を形成するため、幹線街路の整備や地区レベルの街路の再整備を面的に実施する事業。
街なみ環境整備事業	生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりと潤いのある住宅市街地の形成を図る事業。
や行	
擁壁	崖や盛り土の側面が崩れ落ちるのを防ぐために築く壁。
ら行	
ランドマーク	ある特定地域の景観を特徴づける目印を示しており、山や高層建築物など、視覚的に目立つもののこと。
稜線	山の峰と峰を結んで続く線。
わ行	
ワークショップ	地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。
アルファベット	
C A A	市民（Citizen）、行政（Administration）、連合（Association）の英語の頭文字から名づけられたもので、具体的には市民と行政が一体的となった委員会のこと。市の重要な課題について、企画立案段階から市民と行政が同じテーブルで意見交換や議論を行い、より良い解決策を模索している。